

地域包括支援センターだより



住みなれた地域で安心して暮らしていくために

～成年後見制度があります～

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断が十分にできなくなった場合に、家庭裁判所に申し立てをすることで選ばれた成年後見人などが、本人に代わって財産の管理や介護サービスの契約など、本人の権利を守りながら、生活を支援、保護する制度です。

この制度を利用していることで、高齢者がだまされて高額商品を購入した場合に取り消すことができるなど、被害を防ぐことができます。

成年後見人などには、家族や親戚のほか、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士などの法律や行政の専門家、社会福祉協議会などの法人が選ばれています。

最近では、成年後見制度について一定の研修を受けた「市民後見人」が活動している地域もあり、今後、市でも養成研修を行う予定です。



成年後見人などが

できること

- ・預貯金の管理や支払い手続き、官公庁などへの各種手続き、本人への定期的な訪問
- ・福祉サービス利用や入院などの手続き など

できないこと

- ・介護や家事などの実際の行為
- ・手術などの医療行為の同意
- ・本人の身元保証人や連帯保証人になること など

●問い合わせ 介護高齢課高齢者支援室 ☎53-2111 (内線3431)
または各支所地域振興課地域福祉室

弥生時代の青銅器として日本最北の発見

新たに1件、市の指定文化財に

— 国史跡山元遺跡出土品 —

市の歴史や文化を伝える貴重な文化財として保存するため、6月26日付けで新たに国史跡山元遺跡出土品280点が市指定文化財に指定されました。今回1件(280点)の物件を含め市指定文化財は計**144件**となりました。

山元遺跡は、約1,900年前の弥生時代後期を最盛期とした日本海側最北の高地性環濠集落(周囲に堀をめぐらせた集落)です。「倭国大乱」といわれた当時の西日本の影響を強く受けた遺跡と高く評価され、平成28年10月3日に国史跡に指定されました。

このたび指定された280点の出土品は、本遺跡の主体土器である東北系土器や矢じりなどの石器のほか、広域的な交流を示す北陸系土器や北陸以西の土器、北海道から北東北が分布の中心の続縄文土器、西日本の産物であるガラス小玉・小型鉄剣・筒形銅製品(青銅器)です。なお、ガラス小玉78点は県内最多の出土で、青銅器は弥生時代のものとしては日本最北の発見です。

山元遺跡出土品の一部は「縄文の里・朝日」に常設展示されていますので、ぜひお越しください。



●問い合わせ 生涯学習課文化行政推進室 ☎53-7511